

平成23年4月1日

外国為替及び外国貿易法に基づく行政処分（輸入禁止）について

経済産業省は、本日、水上^{みずかみ} 雅輝^{まさき}による外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）違反事件に関し、同法第53条第2項に基づき、輸入禁止の行政処分を行いました。

その概要は、以下のとおりです。

1. 行政処分について

処分対象者 : 水上^{みずかみ} 雅輝^{まさき}（北海道札幌市）

対象貨物 : 全貨物

原産地及び船積地域 : 全地域

輸入禁止期間 : 平成23年4月8日から同年5月7日まで（1か月間）

※ 輸入禁止は、第三者を介して輸入を行うことも含む。

2. 事件の概要

水上^{みずかみ} 雅輝^{まさき}は、平成21年12月、外為法第52条及び輸入貿易管理令第4条の規定により、輸入には経済産業大臣の承認を要する貨物である「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）」附属書I掲載種のアラ・マカオ（コンゴウインコ）の羽根を、経済産業大臣の承認を受けずに、アメリカ合衆国から輸入した。

（本発表資料のお問い合わせ先）

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 保住

担当者：黒田、菅原

電話：03-3501-1511（内線3242）

03-3501-0538（直通）